

公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会 定款

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第4条）
- 第2章 会員（第5条 - 第11条）
- 第3章 役員等（第12条 - 第21条）
- 第4章 社員総会（第22条 - 第29条）
- 第5章 理事会（第30条 - 第34条）
- 第6章 資産及び会計（第35条 - 第38条）
- 第7章 定款の変更（第39条）
- 第8章 合併及び解散等（第40条 - 第43条）
- 第9章 雑則（第44条・第45条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を北海道内の必要な地に置くことができる。

（目的）

第3条 この法人は、畜産農家の組織化により、家畜の健康保持に関する技術の指導と自衛防疫の推進を図るとともに、畜産物の品質向上のための指導及び検査を行うことにより、畜産経営の安定向上と健全なる畜産食品の生産に貢献し、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、北海道内において次の事業を行う。

- (1) 家畜の健康保持に関する技術の指導及び情報連絡
- (2) 家畜の伝染性疾病の予防措置に関する指導、予防接種及び畜舎等の消毒
- (3) 家畜衛生に関する研修会、講習会の開催
- (4) 畜産物に関する生産衛生の指導及び検査
- (5) 家畜衛生に関する調査及び研究
- (6) その他前各号の事業に付随する事業

第2章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団法人」という）上の社員とする。

(1) 正会員 次に掲げる者であって、この法人の目的に賛同するもの。

ア 北海道内において鶏、豚、牛又は馬を飼育している者が構成する団体

イ 北海道、市町村又はこれらの長の組織する団体

ウ 畜産振興に寄与することを目的とする法人又は団体

(2) 賛助会員 前号に掲げる者以外の者でこの法人の目的に賛同する個人又は団体であって、社員総会の承認を得たもの。

(会費)

第6条 正会員は、社員総会で定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 会費は、正会員が脱退した場合においても、これを返還しない。

3 正会員は、会費の納入について相殺をもってこの法人に対抗することができない。

4 会費は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第15条第3号に規定するこの法人の運営に必要な経常的経費に充てるものとする。

(加入)

第7条 正会員になろうとする者は、加入申込書に次に掲げる書類を添付して会長に提出し、社員総会の承認を得なければならない。

(1) 定款又はこれにかわるべき規程並びに代表権を有する者の氏名及び住所を記載した書面

(2) その他この法人が必要とする書類

(届出)

第8条 正会員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく会長に届け出なければならない。

(1) 解散したとき。

(2) 名称又は主たる事務所の所在地を変更したとき。

(脱退)

第9条 正会員は、次の事由によりこの法人を脱退する。

(1) 次項の規定により脱退の申出をしたとき。

(2) 解散したとき。

(3) 次条の規定により除名されたとき。

2 会員は、いつでも脱退することができる。この場合においては、やむを得ない事由がある場合を除き、脱退しようとする日の6箇月前までに、脱退届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により、当該正会員を除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

(3) 会員の構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であることが判明したとき。

(賛助会員)

第11条 賛助会員となろうとする者は、所定の様式による申込みをしなければならない。

2 賛助会員は、社員総会で別に定める額以上の賛助金を納付しなければならない。

3 賛助会員は、この法人が発行する資料等の配布を受けるほか、会長が適当と認める場合には、この法人の事業に参加することができる。

4 賛助会員は、次のいずれかに該当するときは、賛助会員の資格を喪失する。

(1) 正会員となったとき。

(2) 脱退の申出をしたとき。

(3) 死亡し、又は解散したとき。

(4) 賛助金を2年以上納入しないとき。

(5) 会長が除名が適当と認めたとき。

5 前項の規定により賛助会員の資格を喪失した賛助会員の既納の賛助金は、これを返還しない。

6 賛助金は、公益認定法第15条第3号に規定するこの法人の運営に必要な経常的経費に充てるものとする。

第3章 役員等

(役員の数等)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の役員又は使用人のうちから選任する。ただし、理事のうち1名は、正会員の役員又は使用人以外の者としてすることができる。

- 3 理事のうち1名を会長、2名を副会長とし、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 4 前項に定める者のほか、理事会において必要と認めるときは、理事会の決議によって理事のうち1名を専務理事として選定することができる。
- 5 第3項の会長をもって一般社団法上の代表理事とし、前項の規定により専務理事を選定したときは、専務理事をもって一般社団法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(理事の職務)

第13条 理事は、理事会を組織し会務を執行する。

- 2 会長はこの法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長から委任を受けた業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事(選定した場合に限る。)は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は前任者の任期の満了する時までとし、増員として選任された理事の任期は他の理事の任期の満了する時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員が、第12条第1項各号に規定する員数に足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(一般社団法第75条第2項の一時役員職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 理事及び監事は、再任されることができる。

(役員解任)

第16条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。

(役員 の 責任 の 一部 免除)

第 17 条 一般社団法人第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般社団法人第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(役員 の 報酬 等)

第 18 条 この法人の役員には、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(顧問)

第 19 条 この法人には、3 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の決議を経て委嘱するものとする。
- 3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に応ずるものとする。
- 4 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、顧問について準用する。

(運営委員会)

第 20 条 この法人の円滑な運営を図るため必要があるときは、理事会の決議を経て、運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会は、この法人の運営について会長の諮問に応じ、必要な事項について建議することができる。
- 3 運営委員会の構成及び運営、その他必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(事務局)

第 21 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局及び事務の執行に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- 3 職員の任免は、会長が行う。この場合において、理事会で別に定める重要な職員の任免については、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

第 4 章 社員総会

(社員総会の開催)

第 22 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 社員総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席者のうちから選出する。
- 4 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めるとき。

(2) 社員の5分の1以上の議決権を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。

(社員総会の招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 前条第5項第2号の規定による招集の請求があったときは、会長は、招集の請求があった日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会の招集は、開催日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及びその社員総会に付議すべき事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(社員総会の定足数)

第24条 社員総会は、総社員の過半数の出席により成立する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会の決議事項)

第25条 次の事項は、社員総会の決議を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散、合併及び事業の譲渡

(3) 会員の除名

(4) 会費及び賛助金の額並びにその徴収方法

(5) 事業報告、収支計算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(6) 理事及び監事の選任及び解任

(7) 理事及び監事の報酬等の額の決定

(8) 残余財産の処分

(9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の決議要件)

第26条 社員総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の規定による決議を行わなければならない。この場合において、出席した社員の過半数が選任に賛成した候補者の数が理事又は監事の定数(第12条第1項各号に規定する理事又は監事の員数の上限数から、現に在任する理事又は監事のうち、理事又は監事を選任する社員総会の終結により退任しない理事又は監事の数を控除した数をいう。以下この項において同じ。)を超えるときは、選任に賛成した社員の数の多い順に、理事又は監

事の定数に達するまでの数の候補者を選任するものとする。

3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

4 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(特別決議)

第 27 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 (第 1 号から第 4 号までの決議にあつては、4 分の 3) 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散、合併及び事業の譲渡

(3) 会員の除名

(4) 残余財産の処分

(5) 監事の解任

(6) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使)

第 28 条 社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって、又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行使する場合は、社員総会の日の前日までに議決権行使書面を提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により電磁的方法をもって議決権を行使する場合は、社員総会の日の前日までに議決権行使書面に記載すべき事項を提供しなければならない。

(社員総会の議事録)

第 29 条 社員総会の議事録は、議長が作成し、議長及び会長が記名押印の上、これを保存する。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 31 条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
(理事会の開催及び招集)

第 32 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、毎事業年度 2 回開催する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたとき又は会長が欠けたとき若しくは会長に事故があるときは、臨時理事会を開催することができる。

3 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事が招集する。

4 理事会を招集するときは、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(理事会の決議)

第 33 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長が欠席し、又は会長が欠けたときは、副会長のうちから選定された者とする。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（第 13 条第 5 項の報告を除く。）を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第 34 条 理事会の議事録は、議長が作成し、出席した会長及び監事が記名押印の上、これを保存する。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に当該事業年度が

終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 会長は、前項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号に規定する書類を通常総会に提出し、同項第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 68 号)第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 7 章 定款の変更

第 39 条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

第 8 章 合併及び解散等

(合併及び事業の譲渡)

第 40 条 この法人は、社員総会の決議により他の一般社団法人又は一般財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 41 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受け、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑則

(公告方法)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(施行細則)

第 45 条 この定款の規定を実施するために必要な細則は、理事会の決議を経て会長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、佐々木環とする。

3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。